

## 西三河北部医療圏における災害医療体制について

### 1. 西三河北部医療圏における現行の災害医療体制について

災害により緊急を要する傷病者等が多数発生した場合に、住民に対する災害応急対策・応急救助が迅速かつ円滑に提供されるように、大規模地震発生時に豊田市・みよし市・衣浦東部保健所は以下の体制を取ることをしている。

#### 豊田市

市は災害対策本部と、医療救護本部を設置する。必要に応じて市内の交流館等に応急救護所を設置する。

市は、市内各所の避難所等の医療ニーズの把握に努め、地域災害医療対策会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

(豊田市地域防災計画 平成 30 年度版より一部抜粋)

#### みよし市

市は災害対策本部と、医療救護本部を設置する。必要に応じて市内 4 中学校に応急救護所を設置する。

市は、市内の避難所等における医療ニーズの把握に努め、地域災害医療対策会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

(みよし市地域防災計画平成 31 年 2 月修正版 および みよし市医療救護計画令和元年度版より一部抜粋)

#### 衣浦東部保健所

衣浦東部保健所は、豊田市保健部の一部を借用し、西三河北部医療圏地域災害医療対策会議を設置する。衣浦東部保健所長を議長とし、地域災害医療コーディネーターの助言に基づき、管内の災害拠点病院、市、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会その他の関係機関と協力し、2 次医療圏単位での医療資源の配置調整および患者搬送調整、医療機関・市の医療支援に関すること、愛知県災害医療調整本部に対する医療支援の要請、DMAT 活動拠点本部との連携、その他必要な情報の収集・分析、調整を行う。

(平成 28 年 2 月 西三河北部医療圏医療救護活動計画より一部抜粋)

## 2. 県保健所の災害時の所管区域の見直しに関する経緯について

愛知県においては、特に南海トラフ巨大地震を想定した際、沿海部を中心に激甚な被害が予想されることから、県保健所が設置する地域災害医療対策会議の運営に支障をきたすことがないように、平成 31 年 3 月に県保健医療局医務課から 2 次医療圏とは異なる新たな見直案が、県・市の保健所および関係機関等に示された。

本案の西三河地域における変更方針は以下のとおりであった。

所管 保健所	現行計画 ※平成 28 年 2 月愛知県医療救護活動計画	見直し案 ※平成 31 年 3 月県医務課提示案
衣浦東部 保健所	<ul style="list-style-type: none"><li>・西三河北部医療圏（豊田市、みよし市）の災害医療の調整拠点を、衣浦東部保健所が豊田市役所内の一部を借用し設置する。</li><li>・西三河南部西医療圏（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市）の災害医療の調整拠点を、衣浦東部保健所が、衣浦東部保健所内または刈谷市役所内に設置する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・西尾市を除く西三河南部西医療圏と、西三河北部医療圏の災害医療を一体的に調整する拠点を、衣浦東部保健所が、衣浦東部保健所内または刈谷市役所内に設置する。</li></ul>
西尾 保健所	<ul style="list-style-type: none"><li>・西三河南部東医療圏（岡崎市、幸田町）の災害医療の調整拠点を、西尾保健所が、岡崎市民病院内に設置する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・西尾市と西三河南部東医療圏の災害医療を一体的に調整する拠点を、西尾保健所が、西尾保健所内に設置する。</li></ul>

しかし、同年 4 月以降、西三河地域においては、新たな見直し案に対し、平常時から連携のない市と同じ所管区域に位置付けることなどについて、懸念の声が多く寄せられたことから、この見直しは継続審議となり、県保健所の所管区域に関しては引き続き関係者と検討することとなった。

## 3. 関係者からの意見聴取について

### (1) 意見聴取について

継続検討にあたり、衣浦東部保健所は、令和元年 11 月から 12 月にわたって、災害医療において中核的な立場を担っていただくと予測される豊田加茂医師会と主要 5 病院の代表者ならびに関係者に対して意見聴取を行った。

### (2) 意見聴取の結果

資料 3-2 参照